

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第4回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和4年2月22日(火) 午後1時30分から午後2時30分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員) 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事(兼)調達契約課長 織田充彦 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 岡本慎哉 調達契約課主査 横田拓也 上下水道管理局长 浅井英幸 上下水道管理局次長(兼)経営企画課長 上嶋幹久 上下水道管理課長 濱地秀幸 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主査 中出尊志 水道工務課長 山崎浩史 津南工事事務所維持担当副参事 竹田正憲 子育て推進課長 水野浩哉
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について ア 入札及び契約手続の運用状況 イ 指名停止措置等の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

会議の内容は次のとおりです。

(1) 入札・契約に関する報告について

ア 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 古道公園内テニスコート管理棟便所改修工事について、参加者がなかったことによる2度の入札中止を経て、格付けAまで拡大したにもかかわらず、最終的に1者のみの参加であったということですが、業者にとって利益が見込めない積算内容であったのか、それとも繁忙期ということで参加者が限られたのでしょうか。

(事務局)

A 積算上は業者の適正な利益を見込んだ内容となっていますが、本工事は比較的小規模な工事であり、また工事費のうち設備費が占める割合が大きい積算内容となっていることから、業者にとっては他工事と比べると利益が見込みにくい工事として敬遠されたのではないかと考えております。また、洋式便座に関しては、新型コロナウイルスの影響により東南アジアでロックダウンがなされ、部品の供給が滞り、便座の入手が困難であった状況があります。業者としてはそういったリスクを考慮し、入札参加を敬遠されたのではないかと考えております。

(委員)

Q 河芸町千里ヶ丘地内下水道管更生等工事について、入札参加者のうち1者が所在地要件を満たさず無効となったということですが、事後審査において無効となったということでしょうか。

(事務局)

A 本工事については、市内に本店又は支店等を有することを入札参加条件として公告しておりますが、当該業者につきましては、市内に本店又は支店等を有さないことが明らかであったため、開札前の時点において無効としたものです。

(委員)

Q 入札中止を受け、対象業者を拡大の上、再発注をした案件がいくつかありますが、入札参加者や落札者に影響はあったのでしょうか。

(事務局)

A 例えば、桃園情報センター公共下水道管接続工事においては、2度目の発注において、一志地区のCランクの業者を対象として追加しました。その結果、2者から応札があり、そのうちの1者が一志のCランクの業者であり、その業者が落札もされました。

また、古道公園内テニスコート管理棟便所改修工事においては、2度目の入札中止を受け、3度目の発注において追加されたAランクの業者から1者の参加があり、落札されました。

ただし、追加された業者が必ずしも落札しているわけではなく、発注

の時期によって、もともと対象であった業者が参加できるといった状況もあります。いずれにしても、対象業者を拡大しながら再発注を行うことで、参加業者が見込めるといった状況になったものと考えております。

イ 指名停止措置等の運用状況

(委員)

Q 株式会社信榮企画の指名停止について、元代表取締役が起訴されたことによる措置ということですが、元代表取締役というのはいつまで措置の対象となるのでしょうか。

(事務局)

A この元代表取締役については、道路交通法違反をした時点では代表取締役という地位であり、その後、辞職をされています。措置の原因となる違反をした時点で代表取締役という地位にあったことから、措置の対象となったものです。

(2) 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(ア) 令和3年度水工継第1号

戸木町地内配水管布設工事

(委員)

Q 前回の監視委員会でも議論のありました、最低制限価格の上限の90%で落札されていた案件ということで抽出させていただきましたが、上限の規定が適用されたということですか。

(事務局)

A 上限の90%を適用し、最低制限価格を設定しました。落札者は、上限が適用されると予測し、90%で入札されたものと考えております。

(委員)

Q 上限を92%とする案も議論されているところですが、この工事における上限適用前の数値はどのようなものだったのでしょうか。

(事務局)

A 上限適用前は90.45%でした。

(委員)

Q 金額的にはどのくらいなのでしょう。仮に上限を92%とした場合、市の支出が増えることになるとは思いますか。

(事務局)

A 金額に直しますと、350万円程度です。

(委員)

Q 入札参加者のうち3者については、90%を大きく上回る入札となっ

ているなか、落札者を含めた残りの3者が90%で入札しているのは企業努力と考えてよろしいのでしょうか。また、90%であっても工事の品質は確保されるのでしょうか。

(事務局)

A 90%を上回る金額で入札された業者については、その金額でないと採算が取れないと判断された結果であると考えています。一方、90%で入札された業者においては企業努力も含め、その金額で施工可能と判断されたものと考えております。

(事務局)

A 品質については、入札参加要件として本工事と同種の工事の施工実績を求めており、落札者においても当然この要件を満たしていることから品質は確保されるものと考えております。また、本工事においても市の監督員が任命されていますので、適正に監督業務を行い、工事の品質確保に努めていきたいと考えております。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(4) 令和3年度南道維環補第1号

城山第5号線ほか3線道路整備工事

(委員)

Q 本工事の参加者32者のうち、27者が最低制限価格を下回り、残りの5者がくじとなっていますが、27者の入札金額を知りたいということもあって抽出させていただきました。結果を見ると、一番安価な業者であっても、最低制限価格を7万円下回っているだけであり、最低制限価格の制度上仕方がないのかもしれませんが、それらの業者を即失格としないような入札制度はないのでしょうか。

(事務局)

A 現状の最低制限価格制度においては、最低制限価格を下回った業者を失格とすることは致し方ないところです。しかしながら、最低制限価格をわずかに下回ったことをもって、直ちに工事の品質が確保されなくなるとは考えておりません。最低制限価格に代わる入札制度として、例えば総合評価落札方式による低入札調査制度というものもございます。現在、試行的に発注しているところですが、その状況もみながら、今後の入札制度について、引き続き検討して参ります。

※ 本件については、一部今後の検討を要するもののそれ以外は概ね適正に処理されているものと認める。

(ウ) 令和3年度子推第2-2号

津市乙部保育園照明器具取替修繕

(委員)

Q 以前にも同様の案件について抽出されたものと思いますが、修繕については最低制限価格を設定していないのですか。また、それは全国的に同様なのでしょうか。それとも津市独自のルールなのでしょうか。

(事務局)

A 最低制限価格については、地方自治法施行令において設定することができるものと規定されており、実際に設定するかどうかは各自治体の裁量次第でございます。本市においては、修繕は現状回復を主たる目的としており、新たに構造物を築造するような類のものではなく、隠れた瑕疵が想定しにくいことや、適正に検査を行うことで、最低制限価格の設定によらずとも品質を確保できるとして、最低制限価格を設定していません。

(委員)

Q 予定価格の約250万円に対し90万円という非常に低い価格で落札がされていたので、落札者に非常に強い受注意欲があったのかというところも気になり抽出させていただきました。入札結果を見ると、参加者4者のうち、落札者を含めた2者が90万円程度で入札し、残りの2者が200万円前後で入札した結果となっていますが、落札者の90万円という金額は非現実的な金額ではないと考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

A たしかに入札金額に差がみられますが、本修繕においては照明器具の調達費が大きい積算内容となっているところ、低い金額で入札された業者においては安価に器具を調達できる方法等をお持ちであったのではないかと考えております。

(委員)

Q 市の積算における照明器具費の計上金額を教えてください。

(事務局)

A 約158万円を計上しております。

(委員)

Q 落札者の入札金額は158万円を大幅に下回っていますが、調達される照明器具の品質は確保されているのでしょうか。

(事務局)

A 器具の納入の際に、仕様書で定めた器具と同等の製品であることを確認しております。

(委員)

Q 器具の製造年月日が古いとかそういったことはないのでしょうか。
(事務局)

A 現地で確認しておりますが、そういったこともございません。
(委員)

Q 落札業者が仕様書で定められた適正な器具を独自に安価で調達し、それが現場に納入されており、修繕の施工状況に不備はないということですね。
(事務局)

A そのとおりでございます。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。